

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日には、そ

目 次

◆規則 告示
鳥取県蚕業技術普及員設置規則の一部を改正する規則
生活保護法施行規則による指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定
健康保険法による保険医療機関の指定

結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による医療機関の辞退

米飯提供業者の登録
土地配分計画の作成

町営土地改良事業計画の認可

" " " " "

土地細目の公告の申請
家畜伝染病の発生

◆選管告示
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数
の三分の一の数

◆公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◆公安告示 車両の通行禁止等
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一
部改正

規則

鳥取県蚕業技術普及員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十九号

鳥取県蚕業技術普及員設置規則の一部を改正する規則

鳥取県蚕業技術普及員設置規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(任命)

第三条 普及員は、養蚕の振興を図ることを目的とする農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「養蚕農協」という。)の常勤の技術者であつて、次の各号の一に該当する者のうちから知事が任命する。

- 一 鳥取県蚕業技術員登録試験に合格した者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は都道府県立農業講習所に

おいて蚕業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは都府県立蚕業講習所（学校教育法による高等学校の卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者）を入所資格とし、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第五条とする。
知事は、普及員が次の各号の一に該当するときは、当該普及員を解任することができる。

第九条を削る。

様式第一号から様式第三号までを削る。

鳥取県告示第八百二十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂一、四二五番地	内 科	昭和四十二年十月七日

鳥取県告示第八百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づ

五年厚生省令第二十一号 第十二条の規定により告示する。
昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十二年十 月八日	佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂一四四一番地の二	内 科	佐 伯 進
" 十二月一日	船 木 歯 科 出 張 所	西伯郡淀江町淀江六九二番地	歯 科	船 木 国 朗
"	潮 防 本 町 分 院	岸 本 町 番 原 六 五 七 番 地 の 一	"	潮 防 三

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

附 則

鳥取県告示第八百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年

政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者 氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
乾 医 院	氣高郡鹿野町鹿野	内科、小兒科、産婦人科	乾 勘 治	昭和四十二年十二月一日	乙表 点数表
福 永 医 院	倉吉市明治町一〇三一の五	内科、皮膚泌尿器科	福永 達郎	昭和四十三年一月一日	"
蒲 生 診 療 所	岩美郡岩美町蒲生	内 科	小 松 延 江	二十九日	"
鳥取第一病院	鳥取市古市一八五三洋製紙(株)内	科 内科、外科、産婦人科	山崎 協同組合長	二十六日	"
今田歯科医院	鳥取市瓦町九	門皮膚科、小兒科、放尿器線器科	福永 達郎	二十九日	"
寺岡 医 院	氣高郡青谷町青谷	外科、呼吸器科、外器科、整腸科、脳形肛	小 松 延 江	二十五日	"
米子市尾高町一〇五	湯尻一三五の三	内外科、呼吸器科、外器科、整腸科、脳形肛	山崎 協同組合長	二十六日	"
今田歯科医院	吉方二七〇	小児科	福永 達郎	二十九日	"
耳鼻喉科	歯 科	内科、外科、産婦人科	山崎 協同組合長	二十九日	"
宮田寿一	今田晴隆	外 山 美 夫	福永 達郎	二十九日	"
十日	"	昭和四十三年一月一日	福永 達郎	二十九日	"
乙表 点数表	歯科 点数表	"	福永 達郎	二十九日	"

門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	婦産人科科、	門脇好登	十一日
松田 医院	宮川町一九〇	小児科	松田俊逸	十四日
松村 医院	葵町八四一の一	内科、小児科、放射線科	松村瑠璃子	昭和四十二年十二月八日
井崎 医院	鳥取市吉方八二〇	胃腸科、肛門科、小児科、内科、外科	井崎太郎	"
岡本歯科診療所 皆生診療所	境港市日の出町二〇 米子市上福原一八三八の一五	歯科	岡本治	"
田中歯科医院	田中一民	十五日	田中一民	"
井崎 医院	鳥取市東品治町五番地の二	在地	井崎太郎	十三日
辞退年月日	指定医療機関の名称	所	井崎太郎	"
昭和四十二年十二月二十一日	井崎 医院	鳥取市東品治町五番地の二	井崎太郎	"
井 崎 医 院	鳥 取 市 吉 方 八 二 〇 番 地	所 在 地	開 設 者	井 崎 太 郎
指 定 年 月 日	名 称			
昭和四十二年十二月十三日	井 崎 医 院			

鳥取県告示第八百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

朗

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二

十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

朗

鳥取県告示第八百三十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
------	-------	----	--------	----	---------

倉振第二四七号	昭四二、一二、一	大西勝代	梨花村	東伯郡東伯町大字徳万二九四の一	東伯郡東伯町大字徳万六四一の六
鳥振第二八七号	昭四二、一二、一	小西君恵	ゆう子	鳥取市東品治町二三五	鳥取市東品治町一一六
二八八号	昭四二、一二、一	大橋隆夫	三角屋	鳥取市東品治町二三五	鳥取市東品治町一一六
二八九号	昭四二、一二、一	岩谷定市	助兵寿し	今町三丁目一三二二	鳥取市瓦町八七
二九〇号	昭四二、一二、一	熊沢すえ	うちわや食堂	川外大工町七四	鳥取市瓦町八七
		岡本輝子	有限会社看護婦保養所	氣高郡鹿野町大字今市五四〇	鳥取市瓦町八七
		渡口定壳	愛日		
		面子定壳	積渡		

鳥取県告示第八百三十二号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、農林大臣が土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定

により次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

区分	地区名 (工区名)	所在 地	団 体	摘要	要
土地	郡市	町村			
岩伏		大字			
西伯					
中山					
殿河内					
二、五 平 方 メー トル	渡口定壳	面子定壳	積渡		
用途	道路				

"	"	"	"	"	"
逢坂 (上坂外四 中山)	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
中山	大山	"	名和	"	"
羽田井	豊房	加茂	高田	松河原	高橋
一口	一 口				一九、三一六
二五七、二九四	四五、二三四	三三、二六五	二、一三〇	一九、八〇九	
"	"	"	"	"	"
採草地					

鳥取県告示第八百三十三号

（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事
石
破
二
朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十五号

昭和四十二年十月十七日付けで名和町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 名和町役場
- 四 異議の申出

鳥取県告示第八百三十六号

昭和四十二年十月十六日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（農道橋整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

昭和四十二年十月十三日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（農道及び農道橋整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 東伯町役場

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
三 縦覧に供する場所 東伯町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百三十九号**
- 昭和四十二年十月十三日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十二年十二月二十六日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間 昭和四十二年十二月二十七日から二十日間
三 縦覧に供する場所 三朝町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

家畜伝染病の種類	家畜の種類	頭数
炭疽(疑似)	牛(乳牛)	一
	雌	三才
	昭和四十二年十二月三十日	
	西伯郡日吉津村富吉	
	殺	

鳥取県告示第八百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条第一項の規定に基づき、建設大臣から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十

三条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

収用しようとする土地の所在、地番及び地目

岩美郡岩美町大字大谷字筒竹 二二二一六ノ二 保安林

二二二一六ノ三 畑

二二二一六ノ四 山林

二二二一六ノ一〇 保安林

二二二一六ノ一一 畑

二二二一六ノ一二 山林

二二二一三ノ三 保安林

鳥取県告示第八百四十一号

家畜伝染病にかかる疑いがある家畜を発見したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 轉帰

家畜伝染病の種類	家畜の種類	頭数
炭疽(疑似)	牛(乳牛)	一
	雌	三才
	昭和四十二年十二月三十日	
	西伯郡日吉津村富吉	
	殺	

鳥取県告示第八百四十号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十五号

昭和四十二年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、五二九人

別表の鳥取県八橋警察署の項中

中山町田中 "

中山町大字田中

中山町のうち
大字赤坂、下甲、御崎、
田中、栄田、潮音寺、石
井垣、樋口、八重、東積
、羽田井、退休寺、豊成

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

鳥取県公安委員会規則第九号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

中山町下市

"

中山町大字下市

中山町のうち
大字下市、上市、岡、松

河原、塩津、住吉、殿河

内、高橋、豊成

中山町下市

"

中山町大字下市

中山町のうち
大字下市、上市、岡、松

河原、塩津、住吉、殿河

内、高橋

を

に

を

に

改め、同表の鳥取県米子警察署の項中

改め、同表の鳥取県境港警察署の項中

"大山口"	"大字末長"	"大字所子、末長、末吉、国信、福尾、上野、唐王、平木、神原、中高、野田、清原
-------	--------	----------------------------------------

に

"末長"	"大字末長"	"大字所子、末長、末吉、国信、福尾、上野、唐王、平木、神原、中高、野田、清原
------	--------	----------------------------------------

を

"伯仙町福万"	"伯仙町大字福万"	"伯仙町のうち、大字河岡、福万、石州府、日下"
---------	-----------	-------------------------

に、

"伯仙町河岡"	"伯仙町大字河岡"	"伯仙町のうち、大字河岡、福万、石州府、日下"
---------	-----------	-------------------------

を

改める。

附則

この規則は、昭和四十三年一月一日から施行する。

"佐斐神町"	"佐斐神町"	"新屋町、小篠津町、佐斐神町"
--------	--------	-----------------

に

"小篠津町"	"小篠津町"	"新屋町、小篠津町、佐斐神町"
--------	--------	-----------------

を

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第七条第一項及び第四十五条第一項第六号の規定に基づき、次とおり車両の通行を禁止し、及び車両の駐車を禁止する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰藏

第一 車両の通行禁止

期 間	区 間	対象 理 由
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	県道米子大山線(バイパスを除く) 県道大山溝口線 西伯郡大山町大山四三番地地先から同郡同町大山二三番地地先までの間(二九〇メートル)	道路の積雪又は凍結による道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	車両	
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	車両	

第二 車両の駐車禁止

1 車両の駐車を禁止する期間、場所等

期 間	区 間	対象 理 由
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	県道米子大山線 西伯郡大山町大山一三七番地地先から同郡同町大山字木原国有林九六林班ほ小班地先までの間(八〇〇メートル)	道路の積雪又は凍結による道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	車両	
昭和四十二年十二月二十八日から昭和四十三年三月三十日まで	車両	

2 駐車禁止に対する特例
次に掲げる車両については、駐車禁止対象車両から除外する。

一 緊急自動車

二 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中のもの

三 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)に基づく汚物収集のため使用中のもの

四 急患に対する医師の往診のため使用中のもの

五 犯罪捜査、交通事故捜査又は検証、実況見分等警察(検察)活動のため使用中のもの

六 道路信号機、道路標識等の設置又は管理のため使用中のもの

鳥取県公安委員会告示第六十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

3の項中

県道鳥取鹿野倉吉線
東伯郡三朝町大字吉瀬字戸崎九九六番地大
地先から同郡同町大字吉瀬字戸崎九九六番地大
地先までの間(〇九〇メートル)

を

県道鳥取鹿野倉吉線
東伯郡三朝町大字吉瀬字戸崎九九六番地大
地先から同郡同町大字吉瀬字戸崎九九六番地大
地先までの間(〇九〇メートル)

に改める。